

# 太陽光発電における自然環境配慮の手引き チェックシート(案)

## ① 市町村や都道府県等への事前相談 (P13)

- 自然環境を含め環境全般に配慮するための最初のステップは、市町村や都道府県等に対する地域の実情や必要な事項の確認となります。

取組の例		実施の有無 (○/×)	実施した場合、結果概要/ 実施しなかった場合、その理由
1-1	立地検討段階で市町村や都道府県等の担当窓口に対し、太陽光発電施設の設置を計画していることを伝える。		
1-2	地域の実情を把握するため、太陽光発電施設の設置計画について周知や説明をすべき地域住民等の範囲や、地域における環境に関する事項等について、市町村や都道府県等に対して助言や情報提供を求める。		
1-3	各種法令・条例等に基づく規制等について、市町村や都道府県等に必要な事項を確認する。		

## ② 影響の確認、対策の必要性の検討(P14)

- 以下のいずれかに該当する場合、対策の必要性について専門家に相談し、十分な検討が必要です。

チェック事項		該当する場合✓	該当する場合、対策の必要性等についての専門家の意見概要
2-1	事業区域の候補地及びその周辺が、重要な動植物の生息・生育地や、貴重な生態系等として国や地方公共団体の資料等に記載されている。		
2-2	地域とのコミュニケーションにおいて、市町村や都道府県、地域の自然環境の状況に詳しい専門家から、事業区域の候補地及びその周辺における重要な動植物の生息・生育地や貴重な生態系等に関する情報提供があった。		

対策の必要性がある場合、「事業段階別の対策の検討」へ



## ③ 事業段階別の対策の検討

- 地域の自然環境に詳しい複数の専門家に相談の上で、適切な対策を講じます。

### I.立地選定段階 (P19)

【対策】※I-1～I-3は対策により期待される効果が高い順に記載しており、I-1から優先的に検討します。

対策		対策の採用 (○/×)	採用の場合、その概要/ 不採用の場合、その理由
I-1	事業区域から外す。		
I-2	重要な動植物の生息・生育地や貴重な生態系等を適切に残す前提で事業区域として選定する【一定規模以上】。		
I-3*	重要な動植物の生息・生育地や貴重な生態系等への影響を低減する対策を講じる前提で事業区域とする。		

### II.設計段階 (P20)

【事前調査】※事業候補地及びその周辺の自然環境の現状について情報不足の場合等に調査を検討します。

対策		実施の有無 (○/×)	実施する場合、その概要/ 実施しない場合、その理由
II-0*	必要に応じて、事業候補地及びその周辺の自然環境について調査を行い、現況を把握する。		

【対策】(1) 立地選定段階で「I-2 重要な動植物の生息・生育地や貴重な生態系等を適切に残す前提で事業区域とする」を採用した場合 (P22)

対策		対策の採用 (○/×)	採用の場合、その概要/ 不採用の場合、その理由
II-1	重要な動植物の生息・生育地及び貴重な生態系等を緑地や水面等として残し、発電設備を配置しない【一定規模以上】。		

(2) 立地選定段階で「I-3 重要な動植物の生息・生育地や貴重な生態系等への影響を低減する対策を講じる前提で事業区域とする」を採用した場合 (P23)

※事業区域及びその周辺の自然環境の状態によって、II-2～II-4のいずれか1つの対策で十分な場合と複数の対策の実施が望ましい場合とがあります。

対策		対策の採用 (○/×)	採用の場合、その概要/ 不採用の場合、その理由
II-2*	地形の改変(切土・盛土)や人工的な被覆を最小化する。		
II-3	避け難い影響がある場合に、それらの影響を代償する対策を講じる。		
II-4*	動物の生態に配慮する。		

### III.施工段階 (P29)

【対策】(1)全ての事業で検討する対策

対策		対策の採用 (○/×)	採用の場合、その概要/ 不採用の場合、その理由
III-1*	自然環境への影響を最小化する。		
(2)特別な配慮が必要な動植物が生息・生育する場合に検討する対策 (P29)			
対策		対策の採用 (○/×)	採用の場合、その概要/ 不採用の場合、その理由
III-2*	特別な配慮が必要な動植物への対策を講じる。		

### IV.運用・管理段階 (P32)

【対策】※モニタリング調査結果等から、予期していなかった自然環境への影響が確認された場合等には、追加的な対策を検討する必要があります。

対策		対策の採用 (○/×)	採用の場合、その概要/ 不採用の場合、その理由
IV-1*	事業区域内の自然環境を維持する。		

### V.撤去・処分段階 (P35)

【対策】

対策		対策の採用 (○/×)	採用の場合、その概要/ 不採用の場合、その理由
V-1*	「施工」時の対策を参考にして、適切に原状回復する。		

凡例

【一定規模以上】：おおむね出力50kW以上の太陽光発電設備を対象とする対策を示す。  
\*: 重要な動植物の生息・生育地または貴重な生態系等が、事業区域又はその候補地の周辺にある場合の対策にもなるものを示す。

(備考)

- 本チェックシートは、太陽光発電設備を新たに設置する時だけでなく、更新する(リプレース)際などにも活用できるものである。
- ①の1-2において助言や情報提供を求める内容の例として、重要な動植物や貴重な生態系等に関する情報や、それらに詳しい専門家についての情報が挙げられる。
- ①の1-3や②の2-1では、再生可能エネルギー事業に係る地域内でのゾーニングに関する情報の有無も含めて確認することが重要である。
- ②でチェック事項に該当するか否かを判断した根拠資料は、地方公共団体や地域住民等に説明できるよう、取りまとめて保管しておく必要がある。
- ③の各自由記入欄には、②の結果を踏まえて計画している又は実施した対策の内容、もしくは対策の採用を見送る理由等を記入する(例:設置に向けた調整の際は計画内容を、報告に用いる場合は実施内容を記入する)。

# 検討や対策の流れ

どのような場所で、どのような内容の太陽光発電事業を検討していますか？

アスファルトやコンクリート等の人工被覆地以外の土地に設置する。

生息・生育している重要な動植物や貴重な生態系等に影響を与えてしまう可能性があります。

## ① 市町村や都道府県等への事前相談(P13)

地域の実情や必要な事項の確認を行います。

1-1

立地検討段階で市町村や都道府県等の担当窓口に対し、太陽光発電施設の設置を計画していることを伝える。

1-2

地域の実情を把握するため、太陽光発電施設の設置計画について周知や説明をすべき地域住民等の範囲や、地域における環境に関する事項等について、市町村や都道府県等に対して助言や情報提供を求める。

1-3

各種法令・条例等に基づく規制等について、市町村や都道府県等に必要な事項を確認する。

## ② 影響の確認、対策の必要性の検討(P14)

以下のいずれかに該当しますか？

2-1

事業区域の候補地及びその周辺が、重要な動植物の生息・生育地や、貴重な生態系等として国や地方公共団体の資料等に記載されている。

2-2

地域とのコミュニケーションにおいて、市町村や都道府県、地域の自然環境の状況に詳しい専門家等から、事業区域の候補地及びその周辺における重要な動植物の生息・生育地や貴重な生態系等に関する情報提供があった。

対策の必要性を検討します。

専門家に相談し、必要に応じて後述の対策を講じてください。

事業段階別の配慮の検討(下段)へ

## ③ 事業段階別の対策の検討(P18) 地域の自然環境に詳しい複数の専門家に相談の上で、適切な対策を講じます。

### I 立地選定(P19)

I-1 事業候補地から外す。

I-2 重要な動植物の生息・生育地や貴重な生態系等を適切に残す前提で事業候補地として選定する【一定規模以上】。

I-3 \* 重要な動植物の生息・生育地や貴重な生態系等への影響を低減する対策を講じる前提で事業候補地として選定する。

### II 設計(P20)

II-1 重要な動植物の生息・生育地及び貴重な生態系等を緑地や水面等として残し、発電設備を配置しない【一定規模以上】。

具体例(P24)  
・II-①:緑地等の保存【一定規模以上】

II-2 \* 地形の改変(切土・盛土)や人工的な被覆を最小化する。

具体例(P24-26)  
・II-②:既に人為的に改変されている場所に発電設備を配置  
・II-③:緩衝帯の確保【一定規模以上】  
・II-④:多自然型調整池の設置【一定規模以上】  
・II-⑤:地域の生態系の保全に配慮した緑化  
・II-⑥:植生回復に配慮した基礎工の採用  
・II-⑦:パネル下の照度に配慮した架台高さの設定

II-3 避け難い影響がある場合に、それらの影響を代償する対策を講じる。

具体例(P27)  
・II-⑧:ビオトープ(生物生息空間)の造成【一定規模以上】  
・II-⑨:重要な動植物の移植・移設

II-4 \* 動物の生態に配慮する。

具体例(P28)  
・II-⑩:動物の移動ルートを考慮したフェンスの採用  
・II-⑪:パネルの偏光による影響の低減

### III 施工(P29)

III-1 \* 自然環境への影響を最小化する。

具体例(P30-31)  
・III-①:自然環境に配慮した施工計画  
・III-②:作業ヤードの最小化  
・III-③:外来種の侵入防止  
・III-④:地域の生態系の保全に配慮した緑化(II-⑤再掲)  
・III-⑤:動物に配慮した照明の採用

特別な配慮が必要な動植物が生息・生育する場合

III-2 \* 特別な配慮が必要な動植物への対策を講じる。

具体例(P31)  
・III-⑥:立入禁止区域の設定【一定規模以上】

### IV 運用・管理(P32)

IV-1 \* 事業区域内の自然環境を維持する。

具体例(P33)  
・IV-①:除草剤等の薬剤使用を控えた管理  
・IV-②:自然環境のモニタリングの実施  
・IV-③:地域団体等と連携した保全活動  
・IV-④:外来種の防除

### V 撤去・処分(P35)

V-1 \* 「施工」時の対策を参考にして、適切に原状回復する。

#### (備考)

- 本チェックシートは、太陽光発電設備を新たに設置する時だけでなく、更新する(リプレース)際などにも活用できるものである。
- ①の1-2において助言や情報提供を求める内容の例として、重要な動植物や貴重な生態系等に関する情報や、それらに詳しい専門家についての情報が挙げられる。
- ①の1-3や②の2-1では、再生可能エネルギー事業に係る地域内でのゾーニングに関する情報の有無も含めて確認する。
- ③I-1～I-3は対策により期待される効果が高い順に記載しており、I-1から優先的に検討する。
- ③I-2の具体的な取組の例はII-1に、I-3の具体的な取組の例はII-2～II-4に記載している。
- ③II-0では、事業候補地及びその周辺の自然環境の現状について情報が不足している場合等に調査を検討する。
- ③II-2～II-4は、事業区域及びその周辺の自然環境の状態によって、いずれか1つの対策で十分な場合と複数の対策が望ましい場合がある。
- ③IV-1において、モニタリング調査結果等から、予期していなかった自然環境への影響が確認された場合等には、追加的な対策を検討する必要がある。

#### 凡例

【一定規模以上】: おおむね出力50kW以上の太陽光発電設備を対象とする対策を示す。

\*: 重要な動植物の生息・生育地または貴重な生態系等が、事業区域又はその候補地の周辺にある場合の対策にもなるものを示す。